

令和元年 第4回沼田町議会定例会 会議録

令和元年12月20日(金)

午後3時00分 開会

1. 出席議員

議長	9番	小 峯	聡	議員	1番	鵜 野	範 之	議員
	2番	畑 地	誉	議員	3番	久 保	元 宏	議員
	4番	高 田	勲	議員	5番	篠 原	暁	議員
	6番	伊 藤	淳	議員	7番	長 野	時 敏	議員
	8番	上 野	敏 夫	議員	10番	大 沼	恒 雄	議員

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	横 山	茂 君	教育長	吉 田	憲 司 君
監査委員	金 子	幸 保 君	農業委員会長	辻	則 行 君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

副町長	菅 原	秀 史 君	総務財政課長	前 田	昌 清 君
産業創出課長	中 野	栄 治 君	農業推進課長	瀧 本	周 三 君
住民生活課長	嶋 田	英 樹 君	建設課長	村 中	博 隆 君
保健福祉課長	黒 田	美 和 君	和風園園長	安 念	昌 典 君
旭寿園園長	森 田	秀 幸 君			

5. 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

教育課長 三 浦 剛 君

6. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長 浅 野 信 行 君 書 記 沼 本 次 登 君

## 7. 付議案件は次のとおり

(議件番号)	(件 名)
	会議録署名議員の指名
議案第80号	沼田町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例について
議案第81号	沼田町第2号会計年度任用職員の給与等に関する条例について
議案第82号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
議案第83号	町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第84号	沼田町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について
議案第85号	令和元年度沼田町一般会計補正予算について
議案第86号	令和元年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算について
議案第87号	令和元年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算について
議案第88号	令和元年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算について
議案第89号	令和元年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算について
議案第90号	令和元年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算について
議案第91号	令和元年度沼田町公共下水道特別会計補正予算について
議案第92号	令和元年度沼田町水道事業会計補正予算について
陳情第4号	「国による妊産婦医療費助成制度創設」並びに、「福祉医療制度の実施に伴う国保国庫負担金の削減措置廃止」を求める意見書採択をもとめる陳情について
議案第93号	令和元年度沼田町一般会計補正予算について
意見案第8号	「国による妊産婦医療費助成制度創設」並びに、「福祉医療制度の実施に伴う国保国庫負担金の削減措置廃止」を求める意見書(案)について

---

(開 会 宣 言)

○議長(小峯聡議長) 只今の出席議員数は10人です。定足数に達していますので、本日を以って招集されました令和元年第4回沼田町議会定例会を開会します。これより2日目の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

---

(会議録署名議員の指名)

○議長(小峯聡議長) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、6番、伊藤議員、7番、長野議員を指名致します。

---

(一 般 議 案)

○議長(小峯聡議長) 日程第2、議案第80号、沼田町第1号会計年度 任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長(前田昌清課長) 議案第80号、沼田町第1号会計年度 任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例について、沼田町第1号会計年度 任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例を提出する。令和元年12月19日提出、町長名でございます。沼田町第1号会計年度 任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例、条文の朗読を省略させて頂きまして、提案理由を説明させて頂きます。地方公務員の臨時的任用職員、非常勤職員の見直しなどのため、地方公務員法が改正され、新たに会計年度任用職員制度が令和2年4月1日から導入される事から関係条例について提案するものでございます。

本条例では、改正地方公務員法22条の2第1項第1号に掲げる、1週間当たりの通常勤務が常勤職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比べ短い時間である、俗にパートタイム会計年度任用職員に関しての報酬、期末手当、費用弁償について定めるものでございまして、基本的に町職員の給与に関する条例を準用し、職種の区分に応じて適用するものでございます。

なお、期末手当につきましては、令和2年度においては、1.3ヶ月分。令和3年度においては、1.95ヶ月分とする特例措置を設けさせて頂いております。施行時期につきましては、令和2年4月1日としております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

○議長(小峯聡議長) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより、討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について、採決致します。お諮りいたします。議案第80号は原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長（小峯聡議長）日程第3、議案第81号、沼田町第2号会計年度 任用職員の給与等に関する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（前田昌清課長）議案第81号、沼田町第2号会計年度 任用職員の給与等に関する条例について。沼田町第2号会計年度任用職員の給与等に関する条例を提出する。令和元年12月19日提出、町長名でございます。沼田町第2号会計年度 任用職員の給与等に関する条例。条文の朗読を省略させて頂きまして、提案理由を説明させて頂きます。本条例につきましては、今ほど議決頂きました議案第80号、沼田町第1号会計年度 任用職員に関する条例と同様に、改正地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる1週間当たりの通常勤務が、常勤職員の1週間当たりの通常の勤務時間と同一の時間である、俗にフルタイム会計年度任用職員に関しての給与、手当等について定めるものでございまして、基本的には町職員の給与に関する条例を準用し、職種の区分に応じて適用するものでございます。施行時期につきましては、令和2年4月1日としております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより、討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について、採決致します。お諮りいたします。議案第81号は原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長（小峯聡議長）日程第4、議案第82号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（前田昌清課長）議案第82号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を提出する。令和元年12月19日提出、町長名でございます。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例。条文の朗読を省略させて頂きまして、提案理由を説明させて頂きます。本条例につきましては、会計年度任用職員制度が令和2年4月1日から導入されることに伴い、関連する5条例の改正を一括提案させて頂くものでございます。

本改正条例第1条では、職員の分限についての手続き及び効果に関する条例の一部改正としておりまして、本文では、職員が病気などにより休職となる場合の期間を3年以内と定めているものでございますが、会計年度任用職員については、その任用期間の範囲以内と新たに項を追加し、定めるものでございます。

第2条、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正。今条では、1号会計年度任用職員、俗にパートタイム会計年度任用職員の公休については、報酬として支給することから文言の整理、追加を行うものでございます。

第3条、職員の育児休業等に関する条例の一部改正。本条では、育児休業中の職員に対する育児手当の取扱いについて定められているのが、元々の条例文でございますが、会計年度任用職員については、そもそも勤勉手当の支給がされない事から対象外として明記するものが第7条でございます。その下、第8条。本条の第8条でございますけれども、育児休業を取得した職員が復職する場合の取扱いについて定めているものでございますが、会計年度任用職員については、調整の対象外とされていることから、それについて明記するものでございます。

第4条、公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正。本条におきましては、地方公務員法の改正により、地方公務員法の第22条が2項以降が削除されている事から文言整理を行うものでございます。

第5条、沼田町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正。本条につきましては、会計年度任用職員が職員定数に含まれない事から、公表対象から除くものとして明示するものでございます。施行時期につきましては、令和2年4月

1日としております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより、討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について、採決致します。お諮りいたします。議案第82号は原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長（小峯聡議長）日程第5、議案第83号、町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（前田昌清課長）議案第83号、町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を提出する。令和元年12月19日提出、町長名でございます。町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。条文の朗読を省略させて頂きまして、提案理由を説明させて頂きます。成年後見制度の利用の促進に関する法律において、成年被後見人等であることを理由に、不当に差別されないよう成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について、検討を加え必要な見直しを行うこととされており、本年6月交付の成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化などを図るための関係法律の整備に関する法律に基づき、地方公務員法第16条に定める欠格条項が法の改正により削除となることから、本条例から削除し、合わせて文言の整理を行うものでございます。ご審議の程よろしくお願い致します。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより、討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について、採

決致します。お諮りいたします。議案第83号は原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長（小峯聡議長）日程第6、議案第84号、沼田町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（嶋田英樹課長）議案第84号、沼田町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について。沼田町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を提出する。令和元年12月19日提出、町長名でございます。沼田町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例。議案の朗読を省略しまして、提案理由を申し上げます。

令和元年6月14日に、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化などを図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、それが12月14日に施行されたことにより、これまでは印鑑登録をする事が出来なかった成年被後見人が、法定代理人を同行させ、当該成年被後見人本人による申請がある時は、意志能力を有する方として印鑑登録をする事が出来るようになります。加えまして、11月1日から住民票に旧姓を表示できることになった事から、印鑑証明書における旧姓表示や、旧姓の印鑑の登録が可能になるように条例を整備するものであります。合わせて文言の整理をするものであります。以上、提案理由の説明とさせていただきます、ご審議の程よろしくお願い致します。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより、討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について、採決致します。お諮りいたします。議案第84号は原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長（小峯聡議長）日程第7、議案第85号、令和元年度沼田町一般会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（前田昌清課長）議案第85号、令和元年度沼田町一般会計補正予算について。令和元年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和元年12月19日提出、町長名でございます。別冊の令和元年度沼田町一般会計補正予算第6号、1頁をお開き願いたいと思います。令和元年度沼田町の一般会計の補正予算第6号。令和元年度沼田町の一般会計の補正予算第6号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ834千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億7,269万4千円と定める。2項省略致します。令和元年12月19日提出、町長名でございます。10頁をお開き頂きたいと思います。

10頁、歳出でございます。2款総務費1項1目、一般管理費18節備品購入費、庁用器具費61万2千円の増額補正でございますが、職員用の机、イスの購入費であり、新年度に向け不足となる必要額の増額計上でございます。財源として計上している国費、個人番号カード利用環境整備費補助金96万円につきましては、一般管理費で予算計上する戸籍窓口臨時職員の賃金に財源充当するものでございます。

2目情報推進費、69万2千円の増額補正でございますが、11節需用費、印刷製本費59万4千円の増額につきましては、本町の総合パンフレットが残り部数が僅かとなったことから、1千部を増刷するものでございます。18節備品購入費、機械器具費9万8千円の計上は、広報取材に使用致しますカメラのレンズが故障し、修理部品も調達できない事から購入する事とし、必要額を計上致しております。

3目、OA管理費、11節需用費、消耗品費52万9千円の増額でございますが、本科目で一括計上しております、役場内パソコン、プリンターのトナー購入経費でございますが、各事業実施による事務処理の増のほか、チラシの印刷等が増加したことによるものでございますが、今後とも経費節減に留意してまいりたいと思っております。

17目、スコーレセンター費、13委託料、スコーレセンター施設管理委託料450万円の増額補正につきましては、施設修繕にかかるものが主でございますが、主な修繕と致しましては、屋上排水用のドレーン管からの漏水修繕、ほたる園内の小川の水を循環させるポンプ故障による更新、浴室内で温風を送る配管及び調整弁の不具合による改修。AED自動体外式除細動器の更新及び1台増強など緊急対応に係る経費を計上させて頂いております。

20目、移住住宅費、18備品購入費、庁用器具費6万5千円の増額でございますが、当初予算捕捉時の誤りによる補正でございますが、移住住宅レジデンスに設



置しております、消火器が本年度において使用期限を迎える事から、必要となる4本を購入するものとして計上させて頂いております。財源につきましては、住宅賃借料を職員費から振替充当しております。

2 2 目光ファイバー管理費、1 5 節工事請負費 1 5 0 万円の増額につきましては、五ヶ山橋架け替えに伴う光ファイバーの移設事業において、本体の橋の架け替え工事が計画より遅れる見込みであります。年度内の完了のため、仮道を使用しながら光ファイバーの敷設及び道路復旧を行う必要が生じたことから、増額する経費について計上致しております。

1 1 頁をお開き願いたいと思います。2 項 1 目税務総務費、1 3 節委託料、地籍図修正委託料 1 1 万 5 千円の増額計上につきましては、土地の面積などに変更があった場合に地籍図を修正しておりますが、換地事業の実施などにより、当初想定より異動件数が増加している事から、不足する額について計上致しております。

3 項 1 目、戸籍住民基本台帳費、6 万 7 千円の増額でございますが、国が進めております、マイナンバーカード取得利用促進として、プレミアムポイントの付与など、制度周知を進めるものとして、チラシ作製、新聞折り込み手数料等を補正計上してありまして、財源として国費で全額を措置される事から、歳出補正額と同額を計上致しております。

5 項 1 目、統計調査費 4 万 7 千円の減額計上につきましては、各種統計調査委託金の決定による減額及び科目の組み替えでございます。

6 項 1 目、監査委員費、9 節旅費、1 万 1 千円の増額計上につきましては、研修参加にかかる旅費に不足を生じる額について計上致しております。

1 2 頁をお開き願いたいと思います。3 款民生費、1 項 1 目、社会福祉総務費、1 8 8 万円の増額補正につきましては、厳寒期を迎え、灯油価格の高騰が見込まれる事から、町民税非課税世帯、均等割のみ世帯で、公共料金の滞納が無い高齢者世帯などを対象に 1 2 月 1 日現在の実勢価格 1 0 0 0 分を助成するものとして計上致しております。財源として道費、地域づくり総合交付金 5 0 万円を計上致しております。

3 目介護支援費 1 0 0 万 2 千円の増額補正でございますが、1 3 節委託料、介護アドバイザー招聘事業委託料 6 6 万円の計上につきましては、介護分野において広い知識を持つアドバイザーを招聘し、町民皆さんを対象に近年の介護事情や、自分や家族に介護が必要となった場合に備え、事例を交えた講演会の開催や、町内福祉施設におけるサービス充実向上のため指導頂くための所要額について計上致しております。1 9 節負担金補助及び交付金、在宅介護サービス利用奨励手当支給事業補助金 3 1 万円の増額につきましては、当初において 8 名の利用を見込んでおりましたが、新たに 5 名の申請があったことから年度内において不足が見込まれる額を計

上致しております。28節操出金、介護保険特別会計操出金3万2千円の増額につきましては、職員給与改定に伴います増額でございます。財源として、介護アドバイザー招聘事業に、ふるさとづくり基金、在宅介護サービス利用奨励事業に社会福祉基金の繰り入れを計上致しております。

7目、高齢者医療費258万3千円の減額補正でございますが、19節負担金補助及び交付金133万8千円の減額につきましては、北海道後期高齢者療養広域連合からの平成30年度市町村負担金の確定通知によるものでございまして、28節操出金124万5千円の減額につきましては、同じく広域連合からの通知による後期高齢者医療特別会計操出金の減額でございます。財源として、特別会計操出金の減額に伴い、道費、後期高齢者医療基盤安定対策事業負担金68万3千円を減額計上致しております。

2項1目、児童措置費、20節扶助費、児童手当の増77万円につきましては、これまで所得制限により特例給付として、月額5千円を受給していた保護者の方の所得減により、月額1万から1万5千円を受給する事となった方が多く、不足する額を増額計上するものでございます。財源として、児童手当負担金を国費46万円、道費15万5千円の計上を致しております。

13頁をお開き願いたいと思います。2目、子育て支援費469万9千円の増額計上でございますが、18節備品購入費3万9千円の増額につきましては、乳幼児健診などに使用する乳児用体重計1台が、故障により使用不能となったことから購入するものでございます。19節負担金補助及び交付金、466万円の増額は、認定こども園の入園児が予算編成時の想定を上回り、現在82名となっておりますことから負担金が増額となっております。財源として、子どものための教育・保育給付費負担金、国費で644万3千円及び、道費で454万5千円を計上し、ふるさとづくり基金繰入金を632万8千円の減額計上致してございます。

3目、子育て医療費、20節扶助費85万円の増額補正は、乳幼児及び児童医療、中学生医療とも年間所要額を見込み、増額計上させて頂いております。財源として、ふるさとづくり基金を歳出補正と同額計上致しております。

4目、学童保育所費、7節賃金、17万9千円の増額補正は、指導員の現在の勤務実績において不足する事が見込まれる額を計上致しております。財源として、子ども・子育て支援交付金、国費・道費同額の5万9千円ずつを計上致しております。

4款、衛生費、1項1目、保健総務費、23節償還金利子及び割引料6万4千円の補正計上は、臨時保健師賃金の財源としておりました、平成30年度感染症予防事業費補助金の実績による国庫補助金返還金の計上でございます。

14頁をお開き願いたいと思います。2目健康推進費、23節償還金利子及び割引料1万4千円の補正計上は、住民健診事業に対する平成30年度感染症予防事

業費補助金の実績による国庫補助金返還金の計上でございます。

6目、環境衛生費、19節負担金補助及び交付金、30万5千円の減額補正につきましては、葬祭事業に係る北空知衛生センター組合負担金の確定に伴う減額でございます。

7目、乳幼児等医療費、12節役務費、手数料1万円の増額補正につきましては、審査件数の増加により、国保連等に支出致します手数料に不足が見込まれる事から、増額を行うものでございます。

2項2目、塵芥処理費及び3目、し尿処理費の減額補正につきましては、ごみ及びし尿処理事業における北空知衛生センター組合負担金の確定に伴う減額でございます。

15頁をお開き願いたいと思います。6款農林水産業費、1項2目農業総務費、6万4千円の増額補正は、農地の多面的機能の維持向上を図る事業に地域共同で取り組む本事業の対象面積の増に伴う増額補正であり、財源として交付金については、補助率4分の3、事務費については全額を道費にて計上致しております。

9目、農産加工場製造費、1234万9千円の増額補正につきましては、プライベート商品の受注製造量の増に係るものが主な内容でございます。11節需用費34万9千円の増は、製品のラベル、外箱といった資材、12節役務費64万7千円は製品の郵送料、16節原材料費1千円で96万4千円は、製品原料及び容器購入費でございます。18節備品購入費38万9千円の増額につきましては、製品倉庫に設置しております暖房器が故障し、経年により修理部品も調達できない事から1台を更新するものでございます。財源として、加工品売払い収入を歳出補正額と同額で計上致しております。

8款土木費、4項1目、公共下水道費34万4千円の減額補正につきましては、人事異動及び職員給与改定によるものでございます。

16頁をお開き願いたいと思います。10款教育費、2項2目教育振興費、11節需用費、377万6千円の増額補正につきましては、来年度小学校の教科書が改訂される事となりますが、この度、使用教科書の選定が決定したことから、本年度中に教師用指導書を購入し、新年度に間に合うよう準備を進めるものでございます。

3項1目、学校管理費、11節需用費80万円の増額補正につきましては、中学校校舎の水道料及び電気料において、年間所要額に不足が見込まれる事から、光熱水費40万円の増額と、修繕料40万円の増額につきましては体育館照明の球切れ修繕が主な内容となっております。

4項5目、化石レプリカ工房費、18節備品購入費23万3千円の増額補正につきましては、現在町民会館において化石のクリーニングを行っておりますが、従来からレプリカ工房に配置している集塵機は、経年により能力が低下していることか

ら、移動式の集塵機を新たに1台導入し作業環境を整備するものです。

5項3目、体育施設費、11節需用費、15万円の増額補正につきましては第3回定例会におきましても補正増を頂いているところですが、水道管漏水の発生など、突発的な修繕の実施により今回補正をさせて頂くものです。

17頁をお開き願いたいと思います。13款職員費、1項1目職員費、2592万7千円の減額補正につきましては、当初予算編成時よりの職員配置、人事院勧告による給与改定等をもとに、年度末までの給料、手当、共済費を見込み補正するものでございます。

7頁をお開き願いたいと思います。7頁歳入でございます。12款地方交付税1項1目地方交付税、2千126万1千円を減額するものでございます。今回提案しております、歳出予算に特定財源等を充当し、地方交付税を減額致しまして収支の均衡を図ったものでございます。

16款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金690万3千円の増額補正でございますが、4節児童保護費負担金644万3千円の増額につきましては、歳出3款民生費でご説明申し上げました、認定こども園負担金の財源として歳入するものでございます。なお、本年10月に導入されました、国による保育料無償化に伴う交付分としては、後程ご説明致します道費分と合わせまして、約830万円と推計致しております。5節児童手当負担金46万円の増額につきましても、歳出3款、民生費でご説明申し上げました児童手当の増額に対する国費負担分でございます。なお、負担割合につきましては区分ごとに設定がございまして、45分の16から3分の2というような交付率になってございます。

2項1目、総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金102万7千円の計上につきましては、歳出2款総務費でご説明申し上げました、マイナンバーカード推進事務の財源として歳入するものでございます。

2目民生費国庫補助金5万9千円の計上につきましては、歳出3款民生費でご説明申し上げました、学童保育所臨時職員賃金の財源として、補助率3分の1の額を計上しております。

8頁をお開き願いたいと思います。17款、道支出金、1項1目民生費道負担金401万7千円の増額につきましては、4節後期高齢者医療基盤安定対策事業負担金68万3千円の減額につきましては、歳出3款民生費でご説明申し上げました、後期高齢者医療特別会計繰出金の減に伴う、補助率4分の3の減額計上でございます。5節児童保護費負担金454万5千円の増額につきましては、国費でもご説明申し上げました、認定こども園の負担金財源として歳入するものでございます。6節児童手当負担金15万5千円の増額につきましても、国費でご説明申し上げました、児童手当の増額補正財源として計上するものでございます。

2項2目、民生費道補助金55万9千円の増額につきましては、1節社会福祉費補助金50万円は、歳出3款民生費でご説明申し上げました、福祉灯油助成事業の財源として歳入するもので、補助上限額を計上致しております。

4目農林水産業費道補助金、1節農業費補助金5万1千円の増額につきましては、歳出6款農林水産業でご説明申し上げました、多面的機能支払交付金事業の財源として交付金の4分の3、事務費の10割を計上致しております。

3款1目総務費委託金、3万円の減額につきましては、歳出2款総務費でご説明申し上げました、各種統計調査委託金の決定に伴う補正減でございます。

9頁をお開き願いたいと思います。18款財産収入、2項3目生産物売払収入1234万9千円の増額につきましては、歳出6款農林水産業費でご説明申し上げました、農産加工場プライベートブランド商品受注による売り上げ収入の計上でございます。

20款繰入金。1項3目、ふるさとづくり基金繰入金481万8千円の減額につきましては、先ほど歳出でご説明申し上げました、各事業財源としての繰入整理を行うものでございます。

6目社会福祉基金繰入金31万円の増額は、歳出3款民生費でご説明申し上げました、在宅介護サービス利用奨励事業財源として歳出同額を計上いたしております。以上申し上げまして提案説明とさせていただきます。ご審議の程よろしくお願い致します。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。はい、高田議員。

○4番（高田勲議員）4番高田です。何点か質問をさせて下さい。まず、10頁のスコアセンター費、2款1項17目ですが、これは委託料で歳出するものなのですか。スコアセンター費には修繕料とか、そういう節は無いのかなというふうに思います。委託料自体は、平成30年度の実績よりも既に約300万ほど多めの予算を当初予算から付けてございます。そこに、まあAEDの設置等もあるんでしょうけども、450万円の施設管理委託料を、この節で増やさなきゃいけないという。修繕の節が無いのであれば、ここしかないのかなと思いますけども、まずそれを1点聞かせて下さい。

次、12頁。3款1項3目、介護支援費であります。13節の委託料。介護アドバイザー招聘事業委託料66万円。今聞いておりますと、町民対象の講演会やら、あとは福祉施設で実際に指導を頂くという事で、それにしても66万円というのは、なかなか凄い金額で、何処から呼ぶのか、何人呼ぶのか、何日に渡るのか、これを教えて頂きたいというふうに思います。

次、13頁。子育て支援費ですが、これは当然10月から消費税が上がって、こ

ども園の負担。町から出している負担が減ったんで、ふるさとづくり基金繰入金を632万8千円減額したと。それで制度自体は、町としては全然変わらないし、受益者も何も変わらないんですけども、ただ町としては、この632万8千円は子育て支援のために使おうと、ふるさと基金から繰り出して使おうよって決めたお金です。で、今年の制度設計にはならないのかなっていうふうに思いますけども、今後ですね、町としてはどの様に新しい。昨日も子育て支援の話が出ましたけども、どの様に使っていくのか、どう使っていくのかという質問が3点目であります。

それから4点目、1頁めくって14頁。環境衛生費と清掃費の中の塵芥処理費、し尿処理費3件です。北空知衛生センター組合に繰り出す負担金です。686万4千円の、これは減額補正になっています。確定による減額だというふうな事ですが、確かこの負担金の決め方というのは、構成町で人口割り等の固定分があって、その上に前年のゴミ排出量等による負担が、この上に乗っかって、負担金が各市町、構成町の負担金が確定するというふうに私は認識しているんですが、あまりにもちょっとでかい金額構成なので、どの様な見込み違いがあったのかという事をもう少し詳しく聞かせて頂きたいというふうに思います。

あと15頁、最後です。5点目、15頁。農産加工場製造費ですけども、今聞いてますと、16原材料費の中の加工用原材料費の増、それから容器に関してはトマトとは関係ない委託の加工品だというふうに受け取ってますが、それで間違いないかどうかという話しが1個と、役場の、町の予算だったらこういうふうになるのかなっていうふうな思いはあるんですけども、合計で多分、この目節で1100万位の増額、歳出の増額補正で、9頁の歳入の生産物受払収入がですね1200万。これ民間の会社だったら、なんだ10%も上げられないのかっていうふうにとられても、しょうがない話でありましてね、容器、原材料は委託のものですから、そのまま買うにしても、あと容器、瓶、缶なんかも、これは在庫の分もあるのか、それとも純粋にこの783万2千円の物を加工するだけの容器なのか、という事を聞かせて頂きたいと思います。以上5点です。

○議長（小峯聡議長）総務財政課長。

○総務財政課長（前田昌清課長）はい、まず10頁、スコーレセンター費の委託料の計上でございます。これにつきましては、先ほどご説明申し上げましたが、緊急的な修繕の必要なものという事で、これにつきましては一定程度、確かに大きな、本体に関わるような改修につきましては、町が直接的に工事費などで計上し、入札、事業執行という事をさせて頂いておりますが、従来から一定程度の、この運営の中で出て来てしまいます突発的な少額修繕につきましては、この委託料という事で、町は支出をし、そして現場の方で改修をかけて頂くというような事をさせて頂いておりますので、ご理解を頂ければと思います。

次に12頁。介護アドバイザーの招聘でございますが、12頁ですね、介護支援費、介護アドバイザー招聘事業66万円でございますが、この招聘につきましては、現在想定しておりますのは、この12月以降になりますけれども、2回来て頂くことにしております。この66万円の中には、何て言うんでしょうアドバイザーに対する報酬的な部分と、あと交通費、これらの諸経費も含まった額というふうになってございまして、その2回来て頂く、お一人の方に2回来て頂く予定でございますが、そういった経費でございます。

○4番（高田勲議員）何処から来るんですか。

○総務財政課長（前田昌清課長）失礼しました。石川県でございます。13頁の、こども園のふるさとづくり基金の減額の関係でございますが、こちらにつきましても従来からのとおりでございますけれども、国がこの10月から予定しておりました無償化に対しまして沼田町においては、先行して実施していたという部分のものでございます。それが今回の制度改正に伴いまして追加交付と、新制度での交付と、という中におきまして、まだ当初予算が編成された当時、約1年前程度になりますけれども、その当時につきましてはまだ詳細が不明であったという事から、ふるさとづくり基金を充当させて頂いたもので今回整理させていただきます。

次に14頁。北空知衛生センター組合の負担金の減額補正の関係でございますが、この構成町と組合本部の予算編成時のタイムラグというのが、どうしても生じてまいるのが毎年の実態でございまして、各構成町とも、その組合本部の方で立てました概算の数値、予算額。これに基づいて当初予算を計上させて頂いているというのが実態でございます。そういった中で、組合の方の事業と言いましょか予算額が減額に伴って、それぞれ構成町が減額をしているという事でございます。

次に15頁、農産加工場費でございますが、まず新たに受注を受けました。又、増発注を受けたという事になるんですけれども、その製品につきましてはプライベートブランドでございまして、アロニアジュースとメロンジュースというような2品目、ジュース類飲料でございます。で、この原材料費、容器、瓶につきましては、想定しておりますのは、基本的には新規受注、増受注を受けたものに対して必要となる数量という事で今回計上させて頂いております。以上でございます。

○議長（小峯聡議長）はい、高田議員。

○4番（高田勲議員）スコーレセンター費については分かりました。決して思いやり予算ではないという事が分かったんで、これで結構です。

次の介護アドバイザーの派遣事業なんですけれども、今年も何月かに1回来てらっしゃるというふうに記憶してございますけれども、ここの石川県から来る、このアドバイザーさんが、町に合っているのか、それとも有能なのか、その辺も含めてこの石川県のこの人でなきゃならないのかなと、きっと前に来ていた方と同じ方が来る

のかなという思いもあるんですけど、その辺のその方の特徴とか、そういう事もお伺い出来ればというふうに思います。

あと、衛生センター組合の操出金も結構です。これで良いです。後ですね、農産加工場なんですけども、780万と310万で合計して1千万くらいの仕入れ原価、仕入れ原価、それに対して町の予算なんで1234万9千円の売払い収入の増額を見込むのは結構なんですけども、実際、現実的にどれくらいの売上げが上がると踏んでいらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。利益でも良いですよ。どれくらい利益あるよとか。

○議長（小峯聡議長）はい、副町長。

○副町長（菅原秀史副町長）まず、アドバイザーの分だけ説明させて頂きたいと思いますが、今ほどご質問のありました通り、同じ先生に来て頂く事で今、考えております。これにつきましては、勿論優秀、有能な方というような事で、人選させて頂いておりますし、また、今年もいろいろ見て頂いた中で指導も頂いております。これら継続した中でですね、しっかりと介護技術含め、施設のありようも含めた中でですね、見て頂くのが妥当かなというような考えのもとですね、同じ先生に今年、今年度12月と3月というふうに予定しておりますが、2回来て頂くような事で考えておりますのでご理解願いたいと思います。

○総務財政課長（前田昌清課長）それでは加工場の方の見込みはどうなんだというお話しですけども、現在想定しておりますのは、まあ町の予算でございますので、どうしても収支とんとんというこの計上をさせて頂きたいと思いますが、現在の想定では約300万円程度のプラス益というような事で想定をしてございます。以上です。

○議長（小峯聡議長）よろしいですか、はい。他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認めます。質疑を終結致します。これより、討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について、採決致します。お諮りいたします。議案第85号は原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長（小峯聡議長）日程第8、議案第86号。令和元年度沼田町養護老人ホーム



特別会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。和風園園長。

○和風園長（安念昌典園長）議案第86号、令和元年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算について、令和元年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和元年12月19日提出、町長名でございます。別冊の令和元年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号）の1頁をお開き下さい。

令和元年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号）、令和元年度沼田町の養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ133万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,710万円と定める。2項については省略させていただきます。令和元年12月19日提出、町長名でございます。5頁の歳出をご覧ください。1款総務費1項総務管理費1目一般管理費でございます。2節給料、3節職員手当等、4節共済費につきましては、職員の給与改定分の増額分や年度末までの増減を見込んだものでございます。又、育児休業に伴う減額分も含んでおりまして、合計で133万5千円となっておりますが、7節賃金につきましては、介護職員1名が4月から非常勤から常勤職員に変わったことと、育児休業である栄養士の分の臨時職員での栄養士の確保見込みに合わせて賃金200万円を増額してございます。合計で人件費合わせて、合計133万5千円を増額となっております。

次に歳入でございますが、上段をご覧ください。1款分担金及び負担金、1項負担金、1目老人福祉費負担金です。1節老人福祉費負担金については、定員人数の維持や各種加算の増額を見込める事から、事務費133万5千円を増額するものでございます。以上で説明を終了します。ご審議の程、宜しく願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第86号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（小峯聡議長）日程第9、議案第87号。令和元年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。旭寿園園長。

○旭寿園長（森田秀幸園長）議案第87号、令和元年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算について、令和元年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和元年12月19日提出、町長名でございます。別冊、令和元年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号）の1頁をお開き願います。令和元年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号）、令和元年度沼田町の特別養護老人ホーム特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ248万2千円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,882万2千円と定める。2項については省略いたします。令和元年12月19日提出、町長名でございます。

6頁歳出をお開き願います。歳出から説明致します。1款総務費1項1目一般管理費、2節給料29万5千円。3節職員手当等138万2千円。4節共済費16万5千円増額につきましては、人事院勧告に伴います職員給与改正によるものと超過勤務手当の増額となっております。7節賃金、64万円の増額につきましては、職員の離職がありましたが、職員の補充に至らず賃金を増額しております。

戻りまして5頁、歳入を説明させていただきます。1款介護サービス収入、1項1目老人福祉施設介護報酬収入、1節介護収入と2節介護収入等利用者負担金の減額理由につきましては、年度当初より入院者数が見込みより大きく上回ったことによるものと、利用者の入退所により平均介護度が予算見込みより低くなったことによるものでございます。

5款繰入金、2項1目基金繰入金の増額につきましては、歳出増額分と収入の減額分を繰入れとしております。以上、ご審議の程よろしくお願い致します。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。はい、高田議員。

○4番（高田勲議員）4番、高田です。先ほど全員協議会でですね、園長からこの苦しい台所情勢もですね全部伺ったわけですけども、これはもう完全に国の制度とか施設の現状、設備の現状とかで、構造的なものなのかなというふうに判断をしております。職員の皆さんもですね、定員割れした中で、一生懸命頑張ってくれているのは分かるし、きっとそれでも赤字だっていう事になると、働き甲斐にも繋がってくる問題だと、どんどんどんどん離職されていくと、園自体が成り立たなくなる。あと、入居されてる入居者に、夢を与えるわけにもこれは絶対いかんという事

で、今年度は最後に残った基金を繰入れて、それで残りいくらだと聞いたら、残りは100万ですと答えて頂きました。それで、乗り越えるこの補正予算にはですね、誰も何の異議がない訳ですが、これは園長よりも、かえって僕は理事者サイドに聞きたいと思うのですが、ここで聞くのが良いのかどうなのか分からんが、私もちょっと勉強不足で、一般会計から繰り入れできるのか、その条件がどうなのかこれからまた勉強しようと思えますけども、理事者としてね、次年度の予算を組む時にね、までにどういうふうなスタンスで臨むのか、このままじゃ、やっぱり来年の予算も組めないんだらうと思うんですけども、その辺の思いがあったら、お聞かせ頂きたいというふうに思います。

○議長（小峯聡議長）はい、副町長。

○副町長（菅原秀史副町長）はい、今ほどの質問にお答えさせて頂きたいと思いますが、今ほど言われましたとおり、年々厳しくなっている中で、職員のモチベーション。これが下がる事が一番問題かなというふうに思っておりますし、その事が利用者様の満足度といいますか、が下がるという事に繋がっていくと思っておりますので、職員の補充につきましてはですね、しっかりこれからも今、近く、採用に向けた取り組みも準備しておりますので、採用の方向で考えておりますし、また明年特に、先ほど議決頂きました会計年度職員、これにとって人件費が臨時さん、パートさんの人件費でかなり数千万ほど、将来的には上がっていくのかなと思っております。これらにつきましてはですね、勿論、施設が努力して頂くものは、して頂きますが、町として一般会計とした中ですね、支援というものは考えなきゃいけないと思っておりますし、基本的には特別会計ですので、利用者負担が大原則という事はありますが、勿論その中で働く方もおりますので、この辺のモチベーションが下がらないようにしっかりと人員の充足、これら含めてですね、一般会計で一定程度、応援といいますか、補助も必要かなというように今現在考えております。

○4番（高田勲議員）いいです。分かりました。

○議長（小峯聡議長）はい。他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決いたします。お諮りいたします。議案第87号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しま

した。

---

○議長（小峯聡議長）日程第10、議案第88号。令和元年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。施設長。

○施設長（森田秀幸施設長）議案第88号、令和元年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算について、令和元年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和元年12月19日提出、町長名でございます。別冊、令和元年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算（第2号）の1頁をお開き願います。令和元年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算（第2号）、令和元年度沼田町の高齢者グループホーム特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ35万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,226万円と定める。2項については省略いたします。令和元年12月19日提出、町長名でございます。5頁をお開き願います。

（「説明省略」の声あり）

ご審議の程宜しくお願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第88号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長（小峯聡議長）日程第11、議案第89号。令和元年度沼田町介護保険特別会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（黒田美和課長）議案第89号、令和元年度沼田町介護保険特別会計補正予算について、令和元年度沼田町介護保険特別会計補正予算を別冊のとおり

提出する。令和元年12月19日提出、町長名でございます。別冊の令和元年度沼田町介護保険特別会計補正予算（第3号）1頁をお開き頂きたいと思ひます。令和元年度沼田町介護保険特別会計補正予算（第3号）、令和元年度沼田町の介護保険特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億718万5千円と定める。2項を省略いたします。令和元年12月19日提出、町長名でございます。6頁をお開き頂きたいと思ひます。

（「説明省略」の声あり）

よろしくご審議、お願い致します。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第89号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長（小峯聡議長）日程第12、議案第90号。令和元年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（黒田美和課長）議案第90号、令和元年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算について、令和元年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和元年12月19日提出、町長名でございます。別冊、令和元年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）1頁をお開き頂きたいと思ひます。令和元年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、令和元年度沼田町の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ359万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,124万2千円と定める。2項を省略させていただきます。令和元年12月19日提出、町長名

でございます。6頁をお開き頂きたいと思います。

(「説明省略」の声あり)

ご審議の程よろしく申し上げます。

○議長(小峯聡議長)説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長)質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長)ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決いたします。お諮りいたします。議案第90号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長)ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長(小峯聡議長)日程第13、議案第91号。令和元年度沼田町公共下水道特別会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長(村中博隆課長)議案第91号、令和元年度沼田町公共下水道特別会計補正予算について、令和元年度沼田町公共下水道特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和元年12月19日提出、町長名でございます。別冊の令和元年度沼田町公共下水道特別会計補正予算(第2号)の1頁をお開き下さい。令和元年度沼田町公共下水道特別会計補正予算(第2号)、令和元年度沼田町の公共下水道特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ32万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億930万8千円と定める。2項を省略させていただきます。令和元年12月19日提出、町長名でございます。5頁をお開き下さい。

(「説明省略」の声あり)

ご審議の程、よろしくお願い致します。

○議長(小峯聡議長)説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長)質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決いたします。お諮りいたします。議案第91号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

---

○議長（小峯聡議長）日程第14、議案第92号。令和元年度沼田町水道事業会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（村中博隆課長）議案第92号、令和元年度沼田町水道事業会計補正予算について、令和元年度沼田町水道事業会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和元年12月19日提出、町長名でございます。別冊の令和元年度沼田町水道事業会計補正予算（第2号）1頁をお開き下さい。令和元年度沼田町水道事業会計補正予算（第2号）、第1条、令和元年度沼田町の水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。収益的支出、第2条、予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。以下、お目通し頂き、省略させていただきます。

議会の議決を得なければ、流用することの出来ない経費、第3条、予算第6条に定めた経費の金額を次のように改める。1、職員給与費1千53万1千円。令和元年12月19日提出。町長名でございます。

10頁をご覧下さい。収益的支出でございます。本補正につきましては、人事院勧告による手当等の増減分を補正するものでございます。1款1項4目総係費、15万7千円の減額でございます。手当8万5千円の減額ですが、人事院勧告分の増と職員の扶養手当等の減額と合わせて精査したものでございます。法定福利費7万2千円の減額でございますが、共済負担金率の変更に伴います減額でございます。以上、説明とさせていただきます。ご審議の程よろしくお願い致します。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決いたします。お諮りいたします。議案第92号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。ここで暫時休憩をいたします。

16時08分 休憩

---

16時09分 再開

(議事日程の追加)

○議長(小峯聡議長) 再開いたします。議事日程の追加について、お諮りいたします。只今、事務局より陳情1件、町長より議案1件が追加案件として提出されました。この際これを日程に追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) ご異議なしと認めます。よって、陳情第4号、「国による妊産婦医療費助成制度創設」並びに、「福祉医療制度の実施に伴う国保国庫負担金の削減措置廃止」を求める自治体意見書採択をもとめる陳情について、議案第93号、令和元年度沼田町一般会計補正予算について、以上2件を日程に追加することに決しました。

---

(陳情の審議)

○議長(小峯聡議長) 日程第15。陳情第4号。「国による妊産婦医療費助成制度創設」並びに、「福祉医療制度の実施に伴う国保国庫負担金の削減措置廃止」を求める自治体意見書採択をもとめる陳情についてを議題と致します。本陳情については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略致したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) ご異議なしと認めます。よって、陳情第4号は、委員会付託を省略する事に決しました。直ちに審議に入ります。お諮りいたします。提案者より説明を求めるところですが、この際、説明、質疑、討論を省略致したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声)

○議長(小峯聡議長) ご異議なしと認めます。よって説明、質疑、討論を省略する事に決しました。お諮りいたします。陳情第4号は、採択すべきものとして、決してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) ご異議なしと認めます。よって、本陳情は採択すべきものと



決しました。

---

(議案の審議)

○議長（小峯聡議長）日程第16、議案第93号、令和元年度沼田町一般会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（前田昌清課長）議案第93号、令和元年度沼田町一般会計補正予算について。令和元年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和元年12月20日提出、町長名でございます。別冊の令和元年度沼田町一般会計補正予算第7号、1頁をお開き願いたいと思います。令和元年度沼田町の一般会計の補正予算第7号。令和元年度沼田町の一般会計の補正予算第7号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億7,271万3千円と定める。2項を省略致します。令和元年12月20日提出、町長名でございます。

本提案の補正予算につきましては、平成30年度におけるスキー場リフト券料金を誤って、本来額より高い金額で販売を行っていたことが判明したことから、利用者に対し、差額の返還を行う為の経費について補正予算を提案するものでございます。最終頁、6頁をお開き願いたいと思います。

6頁中段、歳出でございます。10款教育費、5項4目スキー場管理費1万9千円の増額補正でございますが、12節役務費、通信運搬費1万2千円の増額につきましては、該当利用132件から還付申請書を返送頂くための郵送料でございます。

23節償還金利子及び割引料7千円の計上につきましては、該当利用132件について、本来料金との差額、1件50円を返還するものでございます。

上段、歳入でございます。12款地方交付税、1項1目地方交付税1万9千円の増額補正でございますが、今ほどご説明申し上げました、歳出補正の財源と致しまして地方交付税を増額し、収支の均衡を計ったものでございます。以上申し上げまして、提案理由とさせていただきます。ご審議の程よろしくお願い致します。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決いたします。お諮りいたします。議案第93号は、原案のとおり決することにご

異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。ここで暫時休憩をいたします。

16時13分 休憩

---

16時14分 再開

#### (議事日程の追加)

○議長(小峯聡議長) 再開いたします。議事日程の追加について、お諮りいたします。只今、事務局より先ほど採択された陳情に伴う意見案1件が提出されました。この際これを日程に追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) ご異議なしと認めます。よって、意見案第8号、「国による妊産婦医療費助成制度創設」並びに、「福祉医療制度の実施に伴う国保国庫負担金の削減措置廃止」を求める意見案についてを日程に追加することに決しました。

---

#### (意見案の審議)

○議長(小峯聡議長) 日程第17。意見案第8号。「国による妊産婦医療費助成制度創設」並びに、「福祉医療制度の実施に伴う国保国庫負担金の削減措置廃止」を求める意見書案についてを議題と致します。提案者より説明を求めるところですが、この際、説明・質疑・討論を省略致したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) ご異議なしと認めます。よって、説明・質疑・討論を省略することに決しました。お諮り致します。本案は原案のとおり関係機関に提出することに決定してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり関係機関に提出することに決しました。

---

#### (閉会宣言)

○議長(小峯聡議長) 以上で、本定例会に付議された案件は、全て終了しました。これにて令和元年第4回沼田町議会定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。

16時16分 閉会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長 小峯 聡

署名議員 伊藤 淳

署名議員 長野 時敏